住むところが　変わるときと　日本を　出るときの　手続き

●姫路市の　中で　住所が　変わったとき

住所が　変わってから　１４日の間に　市役所に　来て　ください。住所が　変わった人や　いっしょに　住んでいる　家族が　市役所に　来て　ください。
15歳までの人の　住所が　変わったときは　いっしょに　住んでいる　大人の　家族が　代わりに　来て　ください。
必要なもの：在留カード<日本に　いるための　カード>　や　特別永住者証明書<とくべつに　日本に　ずっと　いることが　できる>、通知カード<マイナンバーを　しらせる　カード>　や　マイナンバーカード<あなただけの　番号が　書いてある　カード>、国民健康保険証<病院に　行くときの　カード>（入っている人だけ）

●住所が　姫路市の　外に　なったとき

住所が　変わってから　１４日の間に　市役所に　来て　ください。住所が　変わった人や　いっしょに　住んでいる　家族が　来て　ください。
15歳までの人の　住所が　変わったときは　いっしょに　住んでいる　大人の　家族が　代わりに　来て　ください。

住所などが　変わったとき
22ページ

●日本から　一時出国<一度　でて　また　もどる>するとき

◇再入国許可<もう一度　日本へ　入ることが　できる　許し>を　取りたいとき
期限が　おわっていない　パスポートと　在留カード<日本に　いるための　カード>や　特別永住者証明書<とくべつに　日本に　ずっと　いることが　できる>を　持っている　外国人が　日本を　出てから　１年以内（特別永住者は　２年以内）に　もう一度　日本へ　戻りたいときは　日本を　出るときに　言って　ください。再入国許可<もう一度　日本へ　入ることが　できる　許し>を　取る　必要は　ありません（「みなし再入国制度」）。
みなし再入国制度で　日本を　出た人は　必ず　１年以内（特別永住者は　２年以内）に　日本へ　もどって　ください。それを　過ぎると　日本へ　入ることが　できなくなります。注意して　ください。

大阪入国管理局神戸支局姫路港出張所
電話　079-235-4688

引越しと　あなたの　国へ　帰るとき

住むところが　変わるときと　日本を　出るときの　手続き

◇電気、ガス、電話、水道について

一時出国<一度　でて　また　もどる>の　時間が　長くなるときは　電気、ガス、電話、水道の　一時停止手続き<しばらく　使わないことを　会社に　言う>を　して　ください。

わからないときは

・電気と　ガス
あなたが　契約<電気や　ガスを　もらう　約束>している　会社に　聞いて　ください。

・電話
NTT西日本　　電話　116（話す　お金は　かかりません）
※携帯電話と　PHS<安い　携帯電話>からは　電話 0800-2000116（話す　お金は　かかりません）

・水道
姫路市水道料金センター　電話　079-221-2711

●日本を　出て　もう　もどらないときは

市役所に　転出届を　出して　ください。
日本を　出るときの　空港か　港で　在留カード<日本に　いるための　カード>や　特別永住者証明書<とくべつに　日本に　ずっと　いることが　できる>を　返して　ください。再入国許可<もう一度　日本へ　入ることが　できる>を　受けている人は　返す　必要は　ありません。
国民年金に　入っていた人は　脱退一時金<年金を　やめたときに　返ってくる　お金>を　もらうことが　できます。日本を　出た　後で　申し込んで　ください。

在留<日本に　住むこと>のための　手続き
19ページ